

デジタル庁  
令第十三号  
総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年七月二十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重

傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第四十条 法別表第二の七十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

第四十条 法別表第二の七十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第四項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。以下この条及び次条において同じ。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

一 児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第四項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。以下この条及び次条において同じ。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該請求に係る支給要件児童（児童手当法第四条第一項第一号に規定する支給要件児童をいう。以下この条において同じ。）又は当該請求に係る一般受給資格者（同法第七条第一項の一般受給資格者をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る戸籍関係情報

イ 当該請求に係る一般受給資格者（児童手当法第七条第一項の一般受給資格者をいう。以下この条及び次条において同じ。）又はその者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

ロ 当該請求に係る一般受給資格者又はその者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

ロ 当該請求に係る支給要件児童（児童手当法第四条第一項第一号に規定する支給要件児童をいう。以下この条において同じ。）又は当該請求に係る一般受給資格者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ハ 当該請求に係る支給要件児童又は当該請求に係る一般受給資格者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ハ 同上

ニ 略

ニ 同上

三 児童手当法第九条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

三 児童手当法第九条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該請求に係る支給要件児童及び当該請求に係る一般受給資格者に係る戸籍関係情報

イ 新設

ロ 略

ロ 同上

ハ 略

ハ 同上

ニ 略

ニ 同上

四・五 略

四・五 同上

六 児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

六 児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出に係る支給要件児童又は当該届出に係る一般受給資格者に係る戸籍関係情報

イ 新設

ロ 略

ロ 同上

ハ 略

ハ 同上

第五十九条の二の二 法別表第二の百十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

第五十九条の二の二 法別表第二の百十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

|  |  |
|--|--|
| <p>一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する事務 次に掲げる情報<br/> 「イ」チ 略</p> <p>ㄱ 当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子ども、当該教育・保育給付認定子どもの保護者又は当該保護者と同じの世帯に属する者に係る戸籍関係情報</p> <p>ㄴ 二 子ども・子育て支援法第二十二條の届出に係る事実についての審査に関する事務 前号イからカまでに掲げる情報</p> <p>ㄷ 三 子ども・子育て支援法第二十三條第一項の教育・保育給付認定の変更に関する事務 第一号イからカまでに掲げる情報</p> <p>ㄹ 四 子ども・子育て支援法第二十三條第四項の職権による教育・保育給付認定の変更に関する事務 第一号イからカまでに掲げる情報</p> <p>ㅁ 五 子ども・子育て支援法第二十四條第一項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務 第一号イからカまでに掲げる情報</p> <p>ㅂ 六 略</p> <p>ㅅ 七 子ども・子育て支援法第三十條の五第一項の施設等利用給付認定に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>ㅇ 「イ」チ 略</p> <p>ㄱ ㄱ 当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども、当該施設等利用給付認定子どもの保護者又は当該保護者と同じの世帯に属する者に係る戸籍関係情報</p> <p>ㄴ ㄴ 略</p> <p>ㄷ ㄷ 略</p> <p>ㄹ ㄹ 子ども・子育て支援法第三十條の五第七項の規定により教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査に関する事務 前号イからヌまでに掲げる情報</p> <p>ㅁ ㅁ 子ども・子育て支援法第三十條の七の届出に係る事実についての審査に関する事務 第七号イからルまでに掲げる情報</p> <p>ㅂ ㅂ 子ども・子育て支援法第三十條の八第一項の施設等利用給付認定の変更に関する事務 第七号イからルまでに掲げる情報</p> <p>ㅅ ㅅ 子ども・子育て支援法第三十條の八第四項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務 第七号イからルまでに掲げる情報</p> <p>ㅇ ㅇ 子ども・子育て支援法第三十條の九第一項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務 第七号イからルまでに掲げる情報</p> <p>「十三・十四 略」</p> | <p>一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する事務 次に掲げる情報<br/> 「イ」チ 同上</p> <p>「新設」</p> <p>ㄱ ㄱ 同上</p> <p>ㄴ ㄴ 二 子ども・子育て支援法第二十二條の届出に係る事実についての審査に関する事務 前号イからワまでに掲げる情報</p> <p>ㄷ ㄷ 三 子ども・子育て支援法第二十三條第一項の教育・保育給付認定の変更に関する事務 第一号イからワまでに掲げる情報</p> <p>ㄹ ㄹ 四 子ども・子育て支援法第二十三條第四項の職権による教育・保育給付認定の変更に関する事務 第一号イからワまでに掲げる情報</p> <p>ㅁ ㅁ 五 子ども・子育て支援法第二十四條第一項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務 第一号イからワまでに掲げる情報</p> <p>ㅂ ㅂ 六 同上</p> <p>ㅅ ㅅ 七 子ども・子育て支援法第三十條の五第一項の施設等利用給付認定に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>ㅇ 「イ」チ 同上</p> <p>「新設」</p> <p>ㄱ ㄱ 同上</p> <p>ㄴ ㄴ 同上</p> <p>ㄷ ㄷ 八 子ども・子育て支援法第三十條の五第七項の規定により教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査に関する事務 前号イからヌまでに掲げる情報</p> <p>ㄹ ㄹ 子ども・子育て支援法第三十條の七の届出に係る事実についての審査に関する事務 第七号イからヌまでに掲げる情報</p> <p>ㅁ ㅁ 子ども・子育て支援法第三十條の八第一項の施設等利用給付認定の変更に関する事務 第七号イからヌまでに掲げる情報</p> <p>ㅂ ㅂ 子ども・子育て支援法第三十條の八第四項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務 第七号イからヌまでに掲げる情報</p> <p>ㅅ ㅅ 子ども・子育て支援法第三十條の九第一項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務 第七号イからヌまでに掲げる情報</p> <p>「十三・十四 同上」</p> |
|--|--|

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

この命令は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。